

大正・昭和戦前期国語科書キ方教育の歴史的展開

—背景としての言語学・国語教育学—

杉山 勇人 (初等教育学科)

Historical Development of the Japanese Kakikata in the 1910s through the 1940s: Linguistic and Japanese Education as a Background

Hayato Sugiyama

Department of Primary Education, Kamakura Women's University Junior College

Abstract

In elementary school in the 1910s through the 1940s, Japanese Kakikata, bordering 1931 through 1933, converted educational theory from “writing with a pencil for practical use” to “writing with a brush for artistic purposes.” With the rise of theory, “writing with a brush for artistic purposes” and the academic subject “art course calligraphy” started to become independent in 1941.

In this study, these backgrounds have been examined from the point of view of linguistics and Japanese education in the context of brush-using calligraphy. The practical value of brush-using calligraphy was being lost due to the recognition of the “letter as the symbol of language” based on western linguistics. Instead of this, brush-using calligraphy would emphasize the psychological and artistic aspects in the Japanese education system.

Key words: shosha, shodo, penmanship, brush-using calligraphy

キーワード：国語科書写、芸術科書道、書キ方、毛筆習字

はじめに

小学校の教育課程における、明治33(1900)年の国語科書キ方の成立から昭和16(1941)年の芸術科習字の独立までの約40年間を、書写・書道教育史の上で「書キ方期」と呼んでいる。

書キ方期は、「実用としての硬筆」論から「芸術としての毛筆」論へとその教育理念を転換した時代である。現在の教育課程における位置づけとの違いはあるが、「国語科書キ方」と「実用とし

ての硬筆」論は小・中学校「国語科書写」へ、「芸術科習字」と「芸術としての毛筆」論は高等学校「芸術科書道」へと基本的な教育理念を引き継いでいる。

これまで書キ方期の歴史研究は、書キ方教育に関わる当時の教育実践の考察を中心におこなわれてきた^①。本研究ではこれらの先行研究をふまえ、書キ方教育の背景としての言語学、国語教育学が毛筆書字をどのように捉えていたのか、さらに視

野を広げて考察する。書き方期の教育理念の変遷とその背景から、現在の書写・書道教育につながる歴史的課題を見出していきたい。

なお、本稿の引用文は漢字を新字に改め、旧仮名遣いはそのままとした。また引用文中の傍線はすべて筆者による。

第1章 国語科書き方から芸能科習字へ

第1節 国語科書き方と芸能科習字の教育理念

小学校において独立教科であった「読書科」、「作文科」、「習字科」の3科は、明治33（1900）年の「小学校令」改正（勅令第344号、明治33年8月20日）によって統合され、「国語科」となった。翌日施行された「小学校令施行規則」（文部省令第14号、明治33年8月21日）にその教育内容が示され、それまでの習字科は国語科の「書き方」という領域となった。なお中等学校では翌34年から、中学校では「国語及漢文科」、高等女学校では「国語科」にそれぞれ「習字」が領域として位置づけられた⁽²⁾。中等学校では領域名に「習字」という名称が残り、小学校では「書き方」に変更されたということになる。

小学校令施行規則における国語科の要旨、および国語科書き方の教育内容を以下に示す。

国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ、正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ、兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス

（中略）

書き方ニ用フル漢字ノ書体ハ楷書行書ノ一種若ハ二種トス

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ、常ニ言語ノ練習ニ注意シ、又文字ヲ書カシメルトキハ、其ノ字形及字行ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

（「小学校令施行規則」文部省令第14号、明治33（1900）年8月21日。）

小学校令施行規則では、国語科の教育内容を詳細には示していない。国語科自体が新設された教科であり、その後の現場の実践研究を促すために含みを持たせた表現となったことがその理由と考

えられている⁽³⁾。書き方に関しても、使用する漢字の書体を「楷書行書ノ一種若ハ二種」と定めただけのみである。書き方において硬筆を用いるか毛筆を用いるかという説明もなされていない。このため書き方期には、硬筆指導が法令に抵触するのではないかという議論もあった⁽⁴⁾。

国語科全体の要旨をふまえれば、書き方の要旨は「普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章」を「正確」に書くこととなる。国語科に限らず、他の教科で文字を書く場合も「其ノ字形及字行ヲ正シクセシメンコト」と示されている。以後、法令の若干の変更⁽⁵⁾はあるが、明治・大正・昭和戦前期にわたる約40年間、制度上、書き方の教育内容は変わらなかったのである。

これを変えたのは戦時下の国民学校制度である。昭和16（1941）年の「国民学校令」（勅令第148号、昭和16年3月1日）によって、毛筆書字は国語科書き方から「芸能科習字」という新たな教科へと移行する。「国民学校令施行規則」における芸能科習字の要旨、および教育内容を以下に示す。

芸能科習字ハ文字書写ノ技能ヲ修練セシメ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ国民的情操ヲ醇化スルモノトス

初等科ニ於テハ「カナ」、楷書及行書ノ書法ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ更ニ草書ヲ加フベシ

国民科国語トノ関連ニ留意シ生活ノ實際ニ適切ナルモノヲ選ブベシ

（「国民学校令施行規則」文部省令第4号、昭和16（1941）年3月14日。）

「文字書写ノ技能ヲ修練」ということでは国語科書き方の教育内容と共通しているが、芸能科習字では「鑑賞スルノ能力」、「国民的情操ノ醇化」という内容が加えられる。重点を置いたのはこれらの内容であったため、教育理念は大きな転換となった。

ところで、従来の国語科書き方が全く姿を消したのかというとそうではない。国民学校令では、

従来の国語科は「国民科国語」となり、その領域の一つに「書キ方」も位置づけられた。芸能科習字の要旨にも国民科国語の内容との関連に留意することが示されている。国民学校令施行規則における国民科国語書キ方の教育内容も示しておきたい。

国民科国語ハ日常ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理会カト発表カトヲ養ヒ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノトス

国語ニ於テハ読ミ方綴リ方書キ方話シ方ヲ課スベシ

読ミ方ニ於テハ正シク読ムカヲ養フト共ニ言語ノ練習ニ留意シ且正確ニ書写スルコトヲ指導シ以テ読解カト発表カトヲ陶冶スベシ

(中略)

書キ方ニ於テハ文字ヲ明確端正ニ書クカヲ養フベシ

(「国民学校令施行規則」文部省令第4号、昭和16(1941)年3月14日。)

国民科国語書キ方は、初等科第1・2学年のみに置かれており、それ以上の学年では読ミ方を含めて指導されることになっていた。そのため読ミ方の内容に「正確ニ書写スルコト」が挙げられている。書キ方の内容は「文字ヲ明確端正ニ書ク力」と示されており、基本的には従来の書キ方と共通している。毛筆を用いるか硬筆を用いるかについて、ここでは触れていないが、同じく昭和16年に使用が開始される第5期国定国語教科書には、『コトバノオケイコ』という言語教科書があり、硬筆書キ方手本が含まれていた。芸能科習字で用いる第5期国定書キ方手本は毛筆であり、国民科国語では硬筆を、芸能科習字では毛筆を扱うこととなったのである。

法令上の教育内容を見る限り、文字を正確に書くという国語科書キ方の要旨は、芸能科習字にも国民科国語書キ方にも引き継がれている。大きな違いは、国民科国語に毛筆書字が含まれなかったということである。毛筆書字がなくても書キ方の教育理念は国語教育のなかで存続しており、国語

科を脱した毛筆書字のために芸能科習字という新たな教科が設置されたのである。これをふまえて、書キ方期における教育理念の変遷をみていきたい。

第2節 書キ方期における「実用としての硬筆」論

明治38(1905)年4月の雑誌『少年世界』には、「書学」⁶⁾という物語が掲載されている。その挿絵には、擬人化されたペンや鉛筆に毛筆や硯がひれ伏している様子が描かれている。(図1)

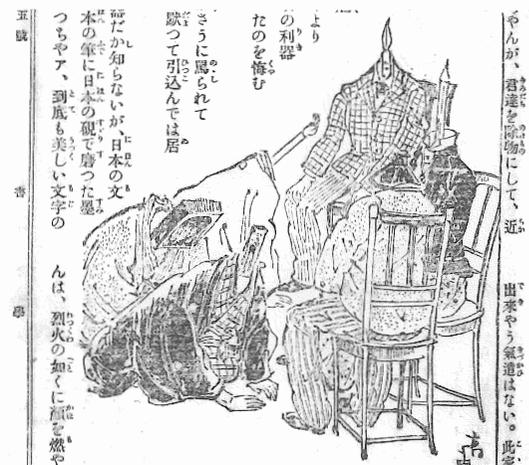


図1

主人公の少年は「書は姓名を記せば足るので、最うお前達には用はないから、筆も硯も墨も裏の掃溜に棄てて遣る。ペンやペンシルやインクスタンドの方が何なに便利だか知りやァ為ない！」と叫ぶ。「書は姓名を記せば足る」というのは、『史記』項羽本紀にみえる項羽のことは(原文「書足以記名姓而已」)をふまえており、書の実用性を主張する常套句として当時よく用いられたものである。物語は主人公がペンや鉛筆ばかりを使うことを戒め、毛筆による書学の大切さを示す構成になってはいるが、ここから当時の毛筆書字の衰退状況をうかがい知ることができる。もちろん少年向け娯楽雑誌の一幕ではあるが、明治後期にはすでに硬筆が一般的に普及していたことを示す一例といえる。実際に明治中期から大正期にかけて、一般社会における筆記具は毛筆から硬筆に切り換えられていったとされる⁷⁾。

硬筆の普及、および「実用としての硬筆」論は、

大正8(1919)年の文部大臣・中橋徳五郎による毛筆廃止の主張に象徴される。『東京日日新聞』(大正8(1919)年7月28日)紙上で、中橋と成城小学校校長・沢柳政太郎が学校教育における毛筆廃止を提言した。実際は小さな新聞記事なのであるが、これをきっかけに書道界は団結して反対運動を起こし、芸術としての書道の推進を図るようになった⁽⁸⁾。

このような社会状況において、書キ方教育には「実用としての硬筆」教育の要求が高まっていく。柿元の研究⁽⁹⁾によれば、明治・大正期の教育雑誌にみられる書キ方に関する記事のうち、硬筆書キ方に関する記事は明治30年代にはじまり、大正2(1913)年ころから大きく増加していく。大正期に入ると書キ方に関する記事は、ほとんどが硬筆に関する内容となる。

この硬筆書キ方教育を理論的に主導したのは、東京高等師範学校附属小学校訓導の水戸部寅松である。水戸部は、尋常1・2年では鉛筆、尋常3・4年では鉛筆と毛筆、尋常5・6年および高等科では鉛筆に代えてペンと毛筆を使用することを提唱した。水戸部の提唱は初等教育の中心地であった東京高等師範学校附属小学校における自らの実践研究の結果であり、硬筆書キ方の指導法として当時の典型となっていく⁽¹⁰⁾。第3学年から毛筆の指導を始めること、硬筆と毛筆を併用することなど、今日の小学校国語科書写に近い実践といえる。

その水戸部は、将来の書キ方における毛筆の位置づけについて次のように述べている。

遠い将来の書方教授到達点を想像してみるならば、字体を一定して草書単用となるか或は平仮名、片仮名となるか、更にもつと進んで世界共通のローマ字となるか(中略)一寸はかり知れないが、ひよつとするとさうなるかも知れない。そして書写用具としては毛筆は実用界から引退して美術界専属のものとなるかも知れない。(中略)余もさうした時代の実現に対しては異議も不同意もない、喜んで歓迎するのであるが、相当に秩序立って因襲的に伝統的に進歩して来

た今日の書方に対し、一概に一刀両断改革の大旗も上げられるものではないと思ふ。

(「水戸部寅松氏所説」現代実際教育研究会編著『現代実際教育大系』第5巻、綴方・書方教育篇、章華社、昭和3(1928)年。)

当時盛んであった国字改良論の行方と、硬筆筆記具のさらなる普及によって、毛筆は不要となるかもしれない。これを水戸部は特に問題としない。毛筆は「因襲的」「伝統的」に教育上位置づけられているというのである。水戸部はいわゆる書家ではなく、教育の専門家として書キ方教育に向き合った人物である。その点できわめて現実的に書キ方教育を捉えていたと思われる。水戸部のこうした考え方は、国民学校国民科国語における毛筆廃止につながるものであった。

第3節 書キ方期における「芸術としての毛筆」論

大正期の時代潮流によって、国語科書キ方は「実用としての硬筆」論に傾きつつあったが、実際はこれをひっくり返すような展開となる。樋口の一連の研究⁽¹¹⁾によると、書キ方期の教育理念は昭和6(1931)年から8(1933)年ころを境として、「芸術としての毛筆」論へと転換した。以下、先行研究に沿って書キ方期の「芸術としての毛筆」論の展開をみていきたい⁽¹²⁾。

「芸術としての毛筆」論への転換は、「書道の興隆」、「民族的覚醒」、「実用主義の書キ方による国民書写力の低下」などが理由とされる⁽¹³⁾。

「書道の興隆」としては、大正13(1924)年の「日本書道作振会」の結成にはじまり、昭和戦前期に多くの書道団体が結成されたことが挙げられる。これらの書道団体は展覧会や講習会をさかんにおこない、芸術としての書道を喧伝した。これによって一般社会における書道人口も増加したといわれている。さらに大正15(1926)年3月8日に日本書道作振会が衆議院へ「書道振興奨励ノ請願」(文書表第909号)を提出したのを皮切りに、書道団体が書道振興の議会請願を繰り返した。こうした請願は芸能科習字の独立を後押ししたと考

えられている⁽¹⁴⁾。昭和8（1933）年の第4期国定書キ方手本は、実用的側面が強かった第3期国定書キ方手本に対して、鑑賞教材も取り入れられた芸術的志向の強いものとなるが、これは書道界の潮流を反映したものと見える。

「民族的覚醒」としては、昭和戦前期の皇国主義・国粹主義の高まりにより、学校教育の上でも日本精神が重視されたことが挙げられる。書キ方の教育理念の転換が、昭和6（1931）年の満州事変、昭和8（1933）年の国際連盟の脱退と時期を重ねていることから明らかであろう。日本文化の尊重と、精神の鍛練として有効であった毛筆書字は、芸能科習字として皇国民錬成を目的とする国民学校制度に適応したのである。

また、書キ方期における「実用としての硬筆」論は児童の書写力を低下させたといわれる。硬筆のみで十分とすることで、「読めればいい」「書ければいい」という風潮が蔓延し児童も教師も意欲的ではない教科になってしまったと考えられている⁽¹⁵⁾。

それまでの「実用としての硬筆」論をひるがえし、「芸術としての毛筆」論が台頭したことは、その後の国民学校芸能科習字の独立という方向性を決定した。芸能科習字の設置は、独立教科としての地位を取り戻したこととして書道界からは歓迎された。しかし明治33年以前の習字科は、独立教科であっても国語の学びの一部であった。毛筆で文字を書くことが、そのまま文字を書くことので教育であったからである。ところが芸能科習字の独立は、芸能科として芸術的側面、精神的側面を強調した。ここで国語の学びのなかから毛筆書字が失われたことは、その後の書字書道教育の方向性に大きな影響をあたえたと考えられる。続いて、これらの歴史的背景を考察していきたい。

第2章 「実用としての硬筆」論の背景としての西洋言語学

第1節 西洋言語学における文字観

書キ方期の教育理念の変遷は、いかえれば国語科のなかから毛筆書字が排除されていく過程である。ここではその背景となる言語学上の文字の

位置づけを検討したい。

西洋文化の移入により硬筆が普及するまでは、手で文字を書くことは、毛筆で書くことであった。硬筆が普及する背景には、単に硬筆が簡便であるというだけではなく、この伝統的な毛筆書字に対する言語学的な認識の変化があったと考えられる。大正期の代表的な音声言語学者である神保格の『言語学概論』は、言語における文字の性質について次のように述べている。

実際耳に響く音声は具体音声であり、眼の前に在る文字は具体文字である。併し此の具体的ものを抽象的に扱ふのである。といふ意味は眼の前に在る文字の属性全部を考へるのではなくその中の一部を考へる即抽象観念として残つた部分だけに注意するのである。前にあげた書家の筆蹟を珍重するのは即具体文字を具体のまま即属性の全部を注意して見るのである。例へば言語学者が「山」といふ字の事を論ずるに某書家の書いた筆蹟をいふのでなく、多くの人が多くの場合に書いた無数の「山」の字の中に共通に存する常住的属性を主として問題にするのである。

然らば此の抽象的にいふ常住的属性とは何か。それに数個の個条がある。一つは或る字形である。「山」といふ字ならば縦に三本の平行線がありその中央の線はやや長い、而してその三線を連ねる横の直線が一本ある。山。これが「字形」といふ要素である。誰が何時書いた筆蹟の中にも是だけは必ず存する、もしその中の一部が欠けて小の様になれば最早山の字ではない。但例へば山の縦の線を何寸何分の長さを書くか、之は定まって居ない、之は書く具体文字の一つ毎に定まる臨時的性質である。一つの具体文字となれば必ず何等か一定の大きさがある筈である。又左図（図2一筆者注）の様にならば三つの中各線の形はちがふ、（1）は角があり（2）は丸みがあり（3）は毛筆で書いた通り筆の当り返し止め等一々現はれて居る。是等は山といふ字形の常住的（本質的）要素ではない。斯の如く例へば「山」といふ或字をなすに必要欠く可からざ

る常住的要素を茲にその字の「固有要素」と名づけ、誰が書いたか、どの位の大さか、線の形が四角か毛筆でかいた様か等を「臨時的要素」と名づける。

(神保格『言語学概論』岩波書店、1922 (大正11) 年。)

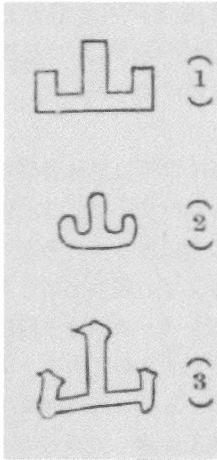


図2

言語学においては、目の前にある「具体文字」を扱うのではなく、「常住的要素」をもった抽象的な文字を扱うのである。これに対して「書家」は常に「具体文字」を扱うと説明する。また、図2のように、文字の常住的要素である「字形」が認識できれば「臨時的要素」である具体的な形状は問題ではない。これらは西洋言語学を基盤とした文字観の典型である。この文字観によって、これまで伝統的に保持され、意味づけられてきた毛筆特有の「臨時的要素」は、硬筆でも活字でも同じ「固有要素」として相対化されることとなる。

このような文字観の代表例は、あまりにも有名なソシュール『一般言語学講義』といえよう。日本においては世界的にも早く、昭和3(1928)年に『言語学原論』として小林英夫による訳が刊行された。ソシュールによる文字の定義を次に示す。

(一) 書の記号は任意的のものである。如何なる関係(例へば「れ」と云ふ文字其れが示す音との間の関係)も任意的である。



図3

(二) 文字の価値は純粹に消極的且つ示差的存在である。同一人が「れ」といふ字を色々の書体で書く事が出来る(上の如く(図3一筆者注))。唯一つ本質的な事は、此の記号が筆法の如何に関せず「ね」や「ぬ」などと混同されぬ事である。

(三) 書の価値は一定数の文字から成る定まった体系の内部に於ける相互的対立に依つてのみ決定される。此の特質は第二の特質とは同一ではないが、関係の浅からざるものがある。と云ふのは共に第一の特質に基いてゐるからである。書記号は任意的なもの故、其の形の如何は問ふところではない。いな寧ろ体系が要求する範囲内に於てでなくては重要ではない。

(四) 記号の製作方法の如何は全然問題でない、体系とは無関係であるから(之はやはり第一の特質から出てゐる)。白字に書かうが黒字に書かうが、凹字に抜かうが凸字に残さうが、ペン書きにしようが鑿で彫らうが、意義そのものには関知した事ではない。

(ソシュール述・小林英夫訳『言語学原論』岡書院、1928(昭和3)年。⁽¹⁶⁾)

書の記号つまり文字は、示差的存在であり、他の字と混同しない限りはどのように書いてもよい。ソシュールがひらがなを例に話を進めるわけではなく、ここで「れ」を「ね」「ぬ」と比較しているのは訳者・小林英夫の意識である。原著では「t」を「d」「l」と比較している。しかし、小林がここでわざわざ古筆字典⁽¹⁷⁾から引用し、毛筆で書かれた文字を用いて説明していることは、日本語であっても文字の具体的な形状が言語学的に価値を有さないことを強調していると考えられる。(四)にみられるように「記号の製作方法の如何は全然問題」ではなく、「白字に書かうが黒字に書かうが、凹字に抜かうが凸字に残さうが、ペン書きに

しようが鑿で彫らうが」かまわず、筆記具の差による文字の具体的形状は問わないのである。

西洋言語学の文字観は、幕末の前島密「漢字御廃止之議」⁽¹⁸⁾をはじめとして国字改良論の上では早くから受容されていた。大正期に硬筆が普及することによって、言語学の一般的な定義としてだけでなく、書字の前提として受け入れられるようになったと考えられる。硬筆書キ方の導入は単純な簡便性だけでなく、こうした文字観が背景にあると思われる。そしてこれらの文字観が毛筆書字を例に説明されていることは、西洋言語学からの伝統的毛筆書字尊重に対する批判とも受け止められよう。そのため、次に示すような「伝統」や「芸術」としての文字観から反論があらわれる。

第2節 西洋言語学の文字観の受容と批判

さて、こうした西洋言語学を基盤とした文字観を、書キ方教育はどのように受け止めたのだろうか。文部省図書監修官であり、第4期国定書キ方手本の編纂に携わった各務虎雄は次のように述べている。

要するに、文字は単なる符牒に過ぎない。随つて、文字の社会的意義を重視すれば、第三者との間に、自他の思想感情を明確敏捷に交通することができれば、それ以上に望むべきものはないのであつて、方法の如何は問題でない。この意味に於て、文字教育は、文字を読みまた書取る能力の養成を第一とすべきである。換言すれば、符牒を正確明瞭迅速に読取りまた書表す能力の養成を主眼とすべきである。さうしてその用具は、ペンでも鉛筆でも、或は他の何ものでも差支えないわけであつて、況や非実用的な毛筆に依拠する要はないのである。

(各務虎雄「書方教授体系」『岩波講座国語教育』第3巻、岩波書店、昭和12(1937)年。)

ここでは書キ方教育の上で「文字は単なる符牒」であることや、筆記具の選択についても、西洋言語学の文字観をそのまま受容している。「符牒を正確明瞭迅速に読取りまた書表す能力の養成」の

ためならば、毛筆は必要ないのである。それでは各務は、書キ方における毛筆の位置づけをどこに見出しているのだろうか。

書方教育のみに極言していふと、物質文化の極度に進歩した今日、毛筆による書方教育の意義を、実用主義的な観点からのみ考察しようとするのは妥当ではない。蓋し実用書としては、毛筆は硬筆の便利に遥かに及び難いからである。随つて、毛筆書方は、主として情操教育の資料として見る時に、始めて独得の意義を發揮するであらう。換言すれば、毛筆書方は、情操教育の資料たらしめることを第一義とする時に、教科として最も価値を生ずるであらう。

(同上)

毛筆による書キ方教育は「実用」ではなく、「情操教育」に価値があるという。この考え方は、皇国主義・国粹主義に傾く昭和戦前期の時局を反映しており、芸能科習字の独立にもつながる。芸能科習字の教育内容では、こうした傾向が顕著になっていく。

習字は従来書き方として国語科に属し、その一部となつてをつたのであるが、国民学校に於いて書の修練としての伝統的意義が認められ、新に独立して芸能科の一科目となるに至つたのである。習字はこれによつて単なる思想の表象としての文字を書くことから更に一步を深めて、人格の表現としての書を修練することの意義を獲得するに至つたのであり、ここに国民の基礎的鍊成としての大切な任務を分担することになつたのである。

(日本放送協会編『文部省国民学校教則案説明要領及解説』日本放送出版協会、昭和15(1940)年。)

「単なる思想の表象としての文字を書くこと」は、西洋言語学の文字観であり、国語科書キ方の要旨でもあった。芸能科習字では、これを超えた「人格の表現としての書を修練」することが目的

となり、国語教育の目的を超えたところに価値が見出されたのである。

また、書家である辻本史郎は書キ方教育の意義を次のように述べている。

吾々の日常使用する文字はただ「読めさへすればよい、書けさへすればよい」といふ様な皮相なものではない。数千年の長年月によつて洗練された、趣味内容の豊富なる書道それ自身が即ち実用的国民書写なのである。(中略) 日本文字は肉と骨をもっているのである。横画は横の線ではない。左払い斜めの棒ではない。横画には横画としての筆意があり、左払いには左払いとしての筆意が厳然と存しているのである。この肉と骨との調和によつて初めて日本文字の本質的価値が発揮し得るのである。書写の美的表現、乃至芸術的表現は全くこの筆意筆致がなくてはなし得られないのである。果してペン習字教育によつて、この筆意筆致の本質的価値を教育出来得るであらうか。一步譲つてペンによつても出来るとしても、毛筆でこれを会得せしむると、ペンで会得せしむると何れが捷徑であらうか。

(辻本史郎『習字教育の根本的革新』駸々堂書店、昭和7(1932)年。)

辻本は、日本の文字は毛筆によってしか表現できないと考えており、西洋言語学の文字観を真向から否定するものであった。こうした毛筆中心の考え方は東京高等師範学校講師であった書家・田代秋鶴にもみられ、西洋言語学の文字観に対する書道界からの批判となった¹⁹⁾。

このように昭和初期の書キ方教育は、すでに国語教育の範疇ではない、芸能科習字へと進む文字観を形成していた。毛筆書字は国語教育から外れつつあり、独自の価値で語られるようになっていたのである。

第3章 国語教育からの毛筆書字の分離

第1節 背景としての国字改良論(漢字廃止論)

西洋言語学の文字観を背景として、国語教育は

毛筆書字をどのように捉えていたのであろうか。書キ方期の国語教育思想からみた毛筆書字の位置づけを検討していきたい。

明治期から議論され続けていた国字改良論は、国語教育にも大きな影響をあたえている。大正・昭和初期には繁雑な漢字を廃止し、ローマ字を用いて国語を表記しようとするローマ字採用論がさかんに論じられた。しかしそのローマ字採用論も「漢字の研究」については次のように述べる。

吾々がローマ字を主張するのは決して漢字を撲滅するものではありません。撲滅どころではない。漢字は今後益研究されなければならないものだ。吾々は考へて居るのです。併し、その研究は、専門の学者がすべきこと、又その専門家でない人が修養のため、又は高等娯楽のためにやるにしても、専門学的にすべきもので、決して日本語を書くための日用の道具にすべきものではないと思ひます。

(田中館愛橘他著『ローマ字独げいこ』日本のローマ字社、昭和4(1929)年。)

ローマ字採用論は、「日本語を書くための日用の道具」としての漢字を廃止しようとしているのである。漢字の廃止とは、「漢字を撲滅する」のではない。むしろ漢字に対する研究を進めるべきだとする。しかしそれは「専門の学者」や、「専門家でない人が修養のため、又は高等娯楽のためにやる」ためのものであるという。ここでの「漢字の研究」は直接的には漢学を指していると思われるが、漢字を学ぶという立場には毛筆書字も含まれるであろう。

また、漢字廃止論のもう一方の主流であった仮名採用論を主張した団体に「カナモジカイ」がある。カナモジカイは、カタカナ横書きを提唱していた。カナモジカイの機関紙『カナノヒカリ』に、「書ヲ芸術……書道ノ精神 ソノ 方面 ノ 漢字廃止 ワ トナエナイ」と題した書道に関する見解が掲載されている。

西洋 デワ 絵ヲ カザリ ニ スル ノウ ユウ マ

デモ ナイ ガ 文字 ノ カケモノ ヤ 文字 ノ
ガク ナド ワ アゲテ イナイ。文字ヲ ヘヤ ノ
カザリ ナド ニ 使ウ ノワ 日本 支那 ダケデ
アル。

アジワイ ノ アル 一句ノ 文字 ヲ 床ニ カケ、
アルイワ ランマ、ナゲシ ナド ニ カカゲテ
味ワウ ノワ 東洋人 ノミ ニ アル 芸術デ、日
本人 支那人 デナケレバ 鑑賞 デキナイ モノ
デアル。

コノ 点ニ オイテ 漢字ワ 絵ノ 一種ト ユウ
コトモ デキル。シカシ 絵ヨリ フカミ ノ アル
精神 ヲ モチ 日本 国民性 ニ アウ 淡白
サ 単純 サ ノ ウチ ニ サビヲ モツ モノデ
コノ 方向 ヨリ 漢字 ヲ アジワウ コト ワ ナ
ガク タモチ タイ モノ デアル。

衣冠束帯 ト ユウ ノ ワ 今日 電車ニ ノッタ
リ、事務ヲ トル ニワ 着ナイガ コノ アイダ
ノ 遷宮祭ノ トキ ナド ニワ ゼヒ 用イ タイ。
文字 モ 服装 モ 同ジ ヨウ ニ 考エレバ ヨイ。
ワレワレ ハ 実用 ト シテ カナモジ ヲ トナ
エル ガ 書 トカ 書道 トカ ユウ モノ ワ ド
コマデモ タットビ タイ ノデアル。

(『カナノヒカリ』第95号、カナモジカイ、昭和
4 (1929) 年11月。)

カナモジカイも、日常的に用いる漢字を廃止せよと主張する。しかし書道は芸術として推奨するというのである。これに続けて、「カナモジカイワ 漢字廃止 ヲ トナエル ガ 書道 ヲ オトロエサセル モノ デナイ コトヲ 事実デ 示ス タメニ 池田氏ノ 書ヲ オワケ シマス。」と述べ、漢学者でありカナモジカイの理事であった池田敬八の書を販売している。池田はカナモジカイの主義と書道の精神が反するものでないことを示すためにこの揮毫をおこない、揮毫料はすべてカナモジカイに寄付すると述べている。

このように、国字改良を訴え漢字廃止を唱える論者たちからも、毛筆書字は芸術・文化として推奨されていたのである。これらはすでに毛筆書字が国語教育から離れて、芸術の枠組みへと移行していたことを示している。

第2節 国語教育者による毛筆書字に対する見解

続いて、実際に国語教育に携わった人物が毛筆書字をどのように捉えていたのか、沢柳政太郎と保科孝一の例をみていきたい。

国語科書キ方の成立に大きく関わった人物として沢柳政太郎が挙げられる。沢柳は明治33年の小学校令の制定当時、文部省・普通学務局長であり、小学校令での国語科設置を主導した。前提として沢柳は漢字廃止・ローマ字採用論者であり、毛筆書字教育には否定的であった⁽²⁰⁾。小学校令施行規則における国語科書キ方の設置自体が、将来的な毛筆廃止を目論んだ枠組みであったと考えられる⁽²¹⁾。先述した中橋徳五郎の毛筆廃止論の新聞記事でも、明確な毛筆廃止論を主張したのはむしろ沢柳であった。

沢柳は文部省退官後、京都帝国大学総長、東北帝国大学総長などを歴任したのち、自らの教育理念を掲げて、私立小学校である成城小学校を創立して校長となる。成城小学校における国語科の実践について、次のように述べている。

大人でも読むことは出来ても書くことの出来ない字が沢山ある。又読むことは申分なくても書は金釘流のものが少なくない。されば二者は大體関係がない、あつても極粗なるものである。それを読むことと書くこととは密接不離のもの如く思ひ違へて来た。我々は此の間違を発見したのである。

(沢柳政太郎「読むことと書くことは並行しない—成城小学校に於ける一発見—」『教育問題研究』第3号、大正9 (1920) 年6月1日。)

国語学習に際して、文字を書くことと読むことは関係がなく、読み方に合わせて書き方を指導する必要はないとする。また成城小学校の教師たちも毛筆廃止を論じており⁽²²⁾、毛筆書字を学校教育から除きたいという立場は一貫していたと考えられる。

しかしながら沢柳には一方で、美術としての書道を認める発言がある。

日本に於いては書は絵画と同じく一種の美術である。此二者を併称して書画と云ひ、書は絵よりも重く見られる位である。(中略)而して此の書の美術は武士の家に限らず、如何なる農、工、商の家でも二三を所有せざるものはない。日夕之を見るときは自ら文字に親み、その意義を解する機会も生ずる。茲に於て文字の知識は比較的広く普及するに至つた。もとより何の意義たるを解せず、唯古来の習慣に従つて書の掛物を掲ぐるものも往々ないではないが、多くは其の意義を知らうとする。さればこの美術は教育のないものの中に文字の知識を普及する上に与つて力があつたのであらうと思ふ。

(沢柳政太郎『我国の教育』同文館、明治43(1910)年。)

この著は日本の教育を海外に紹介する目的で書かれており、日本的なものを強調して紹介した側面があろうが、書は美術であるという認識を示している。沢柳はまた、書家・比田井天来が書学振興のための「書学院」を創立する際には、賛同者に名を連ねてゐる⁽²³⁾。このように沢柳は美術としての書道は認めて奨励しつつも、国語教育に位置づけることには反対という立場であった。

最後に書キ方期を通じて国語教育界の中心人物であった保科孝一のことばを引用しよう。保科は明治・大正期の国字改良論を推し進めた人物であり、ローマ字論者として、もちろん毛筆書字には否定的であった⁽²⁴⁾。

一体文字は一種の美術たるもので、ことに漢字や仮名についてさう感じられるのである。しかしながら文字には實際的方面と芸術的方面とあつて、これを混同すべきでない。もとよりこの二つの方面の極致は一あつて二ないものであるが、その極致に到達すべき道程はかならずしも同じでない。實際的方面から見ると、字画が明瞭で、その結体がよく整つて居ればよいので、その上に芸術的要素や気品まで望むことが出来ない。書は以て姓名を記せば足ると項羽の言つたのも、實際上の必要を満足すれば十分で、こ

れ以上を望まないといふのであらう。(中略)

書の整不整はその人の品性に関する一面をあらはすものであるから、書簡や記録のごときこれを乱雑に書き流して、読む人に悪感情を抱かせることは慎まなければならないが、書道の上から観察してその巧拙を論じ、さらにその人の品性を傷けるやうなことは、もはや時代錯誤であると信ずる。

(保科孝一「硬筆教授の改良を望む」『国語教育』第7巻第3号、育英書院、大正11(1922)年3月。)

保科は、文字の實際的方面と芸術的方面は切り離すべきと考えており、国語教育における毛筆書字の必要を認めない。このように大正期すでに国語科では実用として硬筆を用いればよく、毛筆は芸術としての書道のためのものであり、書キ方からは切り離すべきであるという理念が生まれていたと考えられる。

おわりに

以上考察してきたように、書キ方期における国語教育の立場は、西洋言語学の「文字は言語の符牒である」という文字観を背景として、国語表記のためには硬筆のみでよいと考えていた。一方で書道の立場は、芸術として、精神文化としての書道の位置づけを目指していた。芸能科習字の独立教科化は、こうした両者の利害が一致した結果といえる。

しかし、保科孝一が述べていたように、本来文字の「實際的方面」と「芸術的方面」の極致は「一あつて二ないもの」であらう。この極致に到達する長さ(習得する時間)を教育上で回避したために、芸術的方面が国語教育から切り離されたのである。このため、実用としての文字の機能美や、字体・字形の根拠を伝統に立脚して求めることに対しても、国語教育は「芸術の問題」として切り離し、沈黙するようになってしまった。反対に芸術としての書道は、芸術性・精神性を重視したために、言語としての文字の表現を軽視するようになっていった。現在の国語科書写と芸術科書

道は、こうした問題を抱えたまま分離しているといつてよいだろう。書キ方期以前の実用と芸術の共存のかたちから、書写・書道の枠組みを超えて、日本語の文字表現のあり方を再考できるのではないだろうか。

西洋言語学の文字観に対しては、すでに昭和戦前期に山田孝雄や時枝誠記によって批判がなされている⁽²⁵⁾。詳細は稿を改めることにしたいが、こうした日本語独自の文字の意義についての国語学の研究と、芸術としての書道の研究も切り離されてしまっており、互いに顧みられなくなってしまっていると思われる。

注

- (1) 書キ方期の教育実践の研究としては、樋口咲子「教授理念の授業への関わり方に関する考察—「書キ方」期から芸能科習字期への変遷を追って—」(『書写書道教育研究』第12号、全国大学書写書道教育学会、平成10(1998)年。)、 「「書キ方」期の学習指導過程に関する考察」(『書写書道教育研究』第14号、全国大学書写書道教育学会、平成12(2000)年。)、 清水文博「奈良女子高等師範学校附属小学校における書方の実践—木下竹次の「学習法」を中心として—」(『書写書道教育研究』第28号、全国大学書写書道教育学会、平成25(2013)年。) などがある。
- (2) 「中学校令施行規則」(文部省令第3号、明治34年3月5日)。「高等女学校令施行規則」(文部省令第4号、明治34年3月22日)。なお師範学校では「習字科」が独立して設置されていた。「師範学校規程」改正(文部省令第1号、昭和6年1月10日)から、「国語漢文科」に統合される。
- (3) 小笠原拓『近代日本における「国語科」の成立過程—「国語科」という枠組みの発見とその意義』学文社、平成16(2004)年。
- (4) 水戸部寅松『書方科教育問答』厚生閣書店、昭和5(1930)年。
- (5) 明治41(1908)年、「書キ方ニ用フル漢字ノ書体ハ、尋常小学校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ、高等小学校ニ於テハ尚草書ヲ加フ。」(文部省令第8号)と改正され、高等小学校に草書が加えられた。
- (6) 石橋思案「書学」『少年世界』第11巻第5号、博

文館、明治38(1905)年4月。

- (7) 佐藤秀夫『ノートや鉛筆が学校を変えた』平凡社、昭和63(1988)年。
- (8) 詳しくは、拙稿「中橋徳五郎「毛筆廃止論」に対する書道界の抵抗」(『大学書道研究』第7号、全国大学書道学会、平成26年(2014)年。)。また中橋よりも前、大正2(1913)年に東京市視学官・浜幸次郎が毛筆廃止論を唱えており、書道界で反対運動がおこなわれた。詳しくはディオ・ロドルフ「大正時代の「毛筆廃止論争」を検討する」(『書写書道教育研究』第29号、全国大学書写書道教育学会、平成27(2015)年3月。)。
- (9) 柿元八重「明治・大正期刊行雑誌からみる硬筆書方教授の変遷」『書写書道教育研究』第21号、全国大学書写書道教育学会、平成18(2006)年。
- (10) 水戸部寅松・本田小一『小学校教授用書法及書方教授法』目黒書店、大正2(1913)年。
- (11) 樋口の研究としては、注(1)に挙げたほかにも、「書写教育史にみる書写力の日常化の問題について—硬筆「書キ方」導入をめぐる動きから—」(『大東書道研究』第7号、大東文化大学書道研究所、平成11(1999)年。)。「「書キ方」期における毛筆学習の意義」(書学書道史学会編『国際書学研究』萱原書房、平成12(2000)年。)などがある。
- (12) 樋口のほかにも、鈴木慶子「「書キ方」教育改革の潮流—国民学校期前」(長崎大学教育学部編『長崎大学教育学部教科教育学研究報告』第28号、平成9(1997)年。)、 蓑毛政雄「大正・昭和初期の硬筆指導」(『書写書道教育研究』第13号、全国大学書写書道教育学会、平成11(1999)年。)。
- (13) このほかに、大正新教育運動との関わりなども指摘されている。(清水文博「大正期から昭和初期における書方教育の理論と実践—書方と大正新教育運動の関わりを中心として—」『書写書道教育研究』第27号、全国大学書写書道教育学会、平成24(2012)年。)。
- (14) 書道界のこの時期の活動については、信廣友江『国民学校芸能科習字』(出版芸術社、平成18(2006)年。)に詳しい。
- (15) 前掲、注(14)に詳しい。
- (16) 小林英夫の訳した原著は、Ferdinand de Saussure 著 Charles Bally & Albert Sechehaye 編『Cours de

(2015年9月30日受稿)

- Linguistique Générale』(第2版、1922年。)である。
- (17) 加瀬藤圃編『古筆かな字典』(三省堂、1950年。)からの引用。
- (18) 前島来輔(密)「漢字御廃止之議」慶応2(1866)年。(吉田澄夫・井之口有一編『国字問題論集』富山房、昭和25(1950)年、所収。)
- (19) 田代其次(秋鶴)『法帖研究教育書道要説』賢文館、昭和9(1934)年。
- (20) 沢柳の毛筆廃止論としてはこのほかに「筆不精」(『退耕録』丙午社、明治42(1909)年、所収。)、
「書方教授法雑感」(『教育時論』第1003号、大正2(1913)年2月25日)がある。
- (21) 拙稿「国語科「書キ方」の成立背景—明治33年小学校令施行規則における習字科の国語科への統合をめぐる—」『書写書道教育研究』第26号、全国大学書写書道教育学会、平成23(2011)年。
- (22) 成城小学校における毛筆廃止論については、前掲注(13)に詳しい。
- (23) 中西慶爾『比田井天来伝』木耳社、昭和61(1986)年。
- (24) 保科孝一『国語学精義』(同文館、1910(明治43)年。)にすでに、ローマ字採用、毛筆廃止の主張がみえる。
- (25) 山田孝雄『国語学史要』岩波書店、昭和10(1935)。時枝誠記『国語学原論』岩波書店、昭和16(1941)年。

要旨

大正・昭和戦前期の小学校国語科書キ方は、昭和6～8年ころを境に「実用としての硬筆」論から「芸術としての毛筆」論へとその教育理念を転換する。「芸術としての毛筆」論の台頭は、昭和16年の国民学校令において「芸能科習字」が独立教科となる契機となった。本研究ではこの教育理念の転換の理由について、背景となる言語学・国語教育学における毛筆書字の位置づけから考察している。西洋言語学に基づいた「文字は言語の符牒である」という文字観によって、毛筆書字の実用的価値は失われていった。かわって毛筆書字は、精神的側面・芸術的側面を強調し、国語教育から離れていったのである。